

京都
座都

三月花形歌舞伎

組合員優待のご案内

◇演目

- 昼の部**
 - 一、「吹雪峠」
 - 二、「新歌舞伎十八番の内素襖落」
 - 三、「与話情浮名横櫛」
- 夜の部**
 - 一、「御撰勧進帳」
 - 二、「京鹿子娘道成寺」

◇会場 京都四條 南座

◇ご優待 観劇料金

一等席 13,000 円を 3,500 円

◇開演時間

昼の部 午前 11 時 / 夜の部 午後 4 時

◇ご優待観劇日

昼の部: 3月19日(水)、3月22日(土)

夜の部: 3月11日(火)、3月16日(日)

三月花形歌舞伎
平成26年 3月2日(日)初日 → 26日(水)千種楽 製作 松竹

尾上菊之助 尾上松緑

京鹿子娘道成寺 御撰勧進帳 吹雪峠 与話情浮名横櫛

尾上松也 坂東巳之助 中村梅枝 坂東新右衛門 片岡松之助 大谷廣松 市村竹松 坂東亀寿 坂東三郎

切り日 2月21日(金)

京都大学職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

ふりがな _____ 性別 _____ 生年月日 _____

所属部局: _____ 部署: _____

職種/職名: _____ (例: 教員/准教授)

雇用形態: 常勤 有期雇用 時間雇用 再雇用 その他()

組合費: 給与控除(通常はこちら) 給与控除以外の徴収法を希望()

E-mail: _____ @ _____

あなたも組合に!

お申し込み

FAX:075-751-8365
http://join.kyodai-union.gr.jp

ご記入頂いた事項は「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、組合活動情報のご提供、組合費徴収などの事務のために適切な取扱を行います。

連絡先

京都大学職員組合 事務所
〒606-8317 京都市左京区吉田本町
TEL:075-761-8916
FAX:075-751-8365
内線:7615(本部地区)
Email:office@adm.kyodai-union.org
URL: http://www.kyodai-union.gr.jp

職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615(本部地区) FAX: 751-8365 URL: http://www.kyodai-union.gr.jp/ Email: office@adm.kyodai-union.org

5年雇止めの撤廃を!



京都大学では、2005年4月以降に採用された時間雇用教職員について、雇用通算期間の上限を5年までとする規則が適用されています。職員組合は、この制度の導入以前から一貫して5年雇止めに反対し、制度撤廃を求めています。この運動が2009年に高まりを見せ、2010年には、部局が特に必要と認める場合には、5年を超えて採用することができる例外制度が導入されました。以後、各部局において適宜例外措置がとられ、5年を超えて勤務する時間雇用教職員の方も少なからず見られるようになりました。

2012年10月に労働契約法の改正により、有期雇用契約の反復更新により通算雇用期間が5年を越えた場合、労働者の申込みにより無期労働契約への転換がみとめられるようになりました。これは「雇用の安定」を主旨とするものですが、法改正施行後まもなく、一部の大手私立大学で、非常勤講師の雇用期間を突如5年までに制限する脱法行為がなされ、労使紛争が生じています。

京都大学においても、部局から共通事務部に配置転換した後に「例外措置はとらない」と通告された事案が報告され、職員組合が対応に乗り出した事例もありました。

これまでも繰り返し述べてきたように、仕事も継続的にあり、雇う予算がありながら、その業務に精通した時間雇用教職員の方を5年で退職させてしまうルールは不合理で、京都大学にとって大きな損失です。

また、5年雇止めを正当化する理由として「5年期限を明示して採用しており、1年前には延長がないことも通知している」ので、雇用継続の期待も生じず、次の就職の準備もできる」という話を耳にします。全く現在の雇用情勢を無視したナンセンスな言い分です。ならば、仮に常勤職員が1年前に雇用終了を予告されていたとして、「すぐに今と同じだけの収入が得られる職を見つけられる」と言える人がどれほどいるのでしょうか?

常勤職員、非常勤職員を問わず、雇用が断たれることは、生活の術も断たれるということです。この当たり前で、かつ深刻な問題に京都大学は良識をもって正面から向き合うべきです。延長すべきは総長の任期ではなく、時間雇用教職員の雇用期間です。

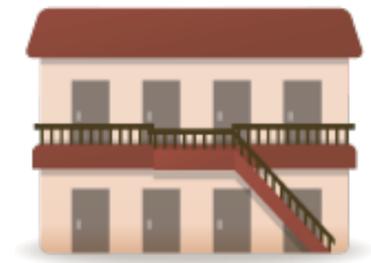
職員宿舍の値上げ・廃止を検討

職員組合は、職員宿舍に入居されている教職員からの聞き取り調査により、大学法人が、職員宿舍の賃料の値上げや、一部宿舍の廃止を検討しているという情報を得ました。

国家公務員においては、来年度から段階的に職員宿舍の賃料の値上げが予定されており、2014年度から2018年度にかけて2年ごとに三段階で平均17%の値上げを実施するというものです。

京都大学においても、これに準拠して職員宿舍の賃料値上げを実施する模様です。また、一部の職員宿舍においては、老朽化等を理由に廃止が検討されているとのこと

です。職員組合は、教職員の生活保障の観点から、賃料の値上



げや代替施設の用意なく職員宿舍を廃止することは望ましくないと考えます。

いずれにせよ、職員宿舍の賃料やその廃止は重要な労働条件につき、現に職員宿舍を利用している教職員は当然のこと、職員組合や過半数代表への事前の説明と協議が求められます。

この問題は、詳しい情報がわかり次第、職員組合の機関紙やウェブサイトなどでお知らせいたします。

第三回口頭弁論報告

2014年1月14日

— 京都大学一方的賃下げ無効・未払い賃金請求事件 —

京大賃金訴訟では第2回・第3回の口頭弁論が2013年11月19日と2014年1月14日に京都地裁で行われ、いずれの回も最大の101号法廷の傍聴席をほぼ原告の支援者で埋めることができ、終了後の報告集会にも多数のご参加をいただきました。この2回を通じ、被告側からは第1準備書面、原告側からは第2準備書面の提出がありました。

本件における被告の第1の主張は、原告が賃下げに同意しているという、他に類を見ない内容となっています。

第2の主張は他大学にも共通の、賃下げに合理性があるとするものです。しかし京大の場合、財政面では32億円の目的積立金と216億円の積立金があり、代償措置を実施しないことを団体交渉の場で明言し、賃金減額率の算定に関する資料も非公開にしていました。それにもかかわらず、被告側は準備書面で、財源がなかった、代償措置を行った、教職員への周知徹底を図った、等の事実と反する主張を並べています。

虚偽であることがすぐにわかる内容を除くと、被告の実質的な主張は、「国からの交付金を得ている以上、国の方針に従わないことは不可能」とする点のみになっています。これは、法人化以前にすらありえなかった、大学の自治の否定そのものです。そもそも、国が出した文書自体、賃下げを強制する効力はなく、労使の自主的な判断を求めていたにすぎません。事実、京大では看

京大職組 副委員長 **高山 佳奈子**
(法科大学院教授)



護師などの医療職の賃下げは全く行われませんでした。賃下げを実施しなかった場合に何らかの制裁が予定されたという事実はありません。早大・慶大のような大規模私大は国から年100億円近い補助金を得ていますが、賃金削減を求められていませんし、会計検査院は2013年10月31日の報告書で、2012年度に復興財源とされたもののうち1兆3000億円が被災地と直接関係のない予算であったと指摘しています。私たち原告は、賃下げの合理性を裏付ける事実が皆無であることを引き続き主張していきます。

次回、第4回口頭弁論は、3月14日(金)15時から、同じく京都地裁101号法廷で行われます。みなさまの応援をどうぞよろしくお願いいたします。

永年・退職組合員を囲むつどい

日時：2014年3月20日(木)
開場：18:00 / 開宴：18:30

会場：時計台記念館2階 国際交流ホール III



今年度中に組合加入暦20年を迎えられる組合員の方、今年度末に定年を迎えられる組合員の方、をご招待して小宴を催します。

大勢の組合員の参加で、永年・退職組合員をお祝いしましょう。